



八代地域市町村 合併協議会だより

発行者：八代地域市町村合併協議会会長 中島隆利
編集：八代地域市町村合併協議会事務局

平成15年10月1日 第13号



1年中花に囲まれての生活、会長の坂野 優さんと、メンバー185名の鏡町花いっぱい運動のみなさん

八代地域市町村合併に関する坂野会長のコメント

私はこれまで信念と情熱を持って花いっぱい運動一筋にやって来て、25年があっという間に過ぎてしまいました。しかし、何となく勇気が湧き、運命に感謝の念が湧いて来ると言うのはどうした事でしょうか。こうした環境を与えてくれた鏡町に感謝しておりました。

今回の合併についても、私は夢を大きく持ちたいと思っております。合併は目先の問題ではなく、100年先を考え発展の可能性を追求するものでなければなりません。その意味から、私はより大きく団結するのが自然の流れではないかと思っております。そして「大八代市」のもとで大規模な花いっぱい運動を展開したいと夢見ています。



▲坂野会長ご夫妻

プロフィール

昭和59年に花いっぱい運動推進協議会の副会長に就任以来、桜並木の抜本的な管理計画を作成し、毎月1回鏡中桜並木の草取り及び害虫駆除をされています。

なお、協議会には11の支部があり、現在は会長として指導されています。

又、町全体の環境美化運動の先駆者として活躍され、さまざまなイベントの際には、花を提供され町民の心を和ませておられます。

八代地域市町村の人口

男	72,908人 (+29人)
女	82,280人 (-13人)
合計	155,188人 (+16人)
世帯数	53,578戸 (+29戸)
平成15年7月末の住民基本台帳(概算値)	
()は前月比	

9月 協議会日誌	
1日	第13回農業委員会分科会、第13回広報分科会 第19回消防防災分科会、第14回社会教育分科会 第35回保健分科会
2日	FMやつしろ「合併協議会だより」 第13回都市計画分科会
3日	第9回地籍調査分科会
4日	第17回行政分科会、第12回教育総務分科会
5日	地方制度改革特別セミナー、第12回スポーツ分科会 第36回保健分科会、第19回土木分科会
8日	第20回消防防災分科会 FMやつしろ「合併協議会だより」 企画部会、企画分科会合同会議 第13回協議会
10日	第13回農業分科会、第9回病院分科会 第15回観光物産・商工業合同分科会 第12回選挙分科会 第18回財政・第7回財政計画合同分科会
11日	新市例規制定業務説明会、第18回行政分科会
12日	第18回下水道分科会、第19回建設計画分科会
16日	FMやつしろ「合併協議会だより」 福岡県筑穂町議会視察来訪、第24回福祉分科会 第15回水産業分科会、第22回環境分科会
17日	第14回出納分科会
18日	第16回農地整備分科会
19日	第14回国保分科会、第17回林業分科会
23日	FMやつしろ「合併協議会だより」
25日	第6回総務部会、第6回農林水産部会
26日	第20回土木分科会
29日	第13回税務分科会
30日	FMやつしろ「合併協議会だより」 第16回幹事会、第14回都市計画分科会

第二回八代都市自治体職員 親睦サッカー大会開催!

八月三十日(土)県営八代運動公園において、八代都市市町村及び・広域行政事務組合の職員で構成された十一チーム約百三十名が参加し、第二回親睦サッカー大会が開催されました。

このサッカー大会は、八代地域八市町村の合併を平成十七年一月十六日に控え、職員同士の親睦、協調、融和を図ることを目的に昨年から開催されているもので、開会式には八代郡町村会会長の市村慎一、千丁町長が来賓として出席され、激励の挨拶の後、応援に駆けつけた家族の声援を受けて、暑さをもともしせず熱戦がスタートしました。

五時間にわたる熱戦の末、優勝は広域行政事務組合チーム、準優勝は八代市Aチームでした。



▲開会式の様子

エフエムやつしろ
FMやつしろ FM76.5MHz
協議会だより放送中
毎週火曜日 午前9時30分より
再放送 午後0時50分頃



▲試合中の模様

●合併に関する問い合わせは

八代地域市町村合併協議会事務局
〒866-8555
熊本県八代市西片町1660番地(八代総合庁舎内)
TEL 0965-33-3111(代表)、0965-33-3328(直通)
FAX 0965-35-0308
Eメール yatusiro.gappei@abelia.ocn.ne.jp
URL http://www.8shiro8.net

八代市市町村合併推進室	TEL0965-33-4168
坂本村 総務課	TEL0965-45-2211
千丁町 総務課	TEL0965-46-1101
鏡町 総務課	TEL0965-52-1111
竜北町 総務課	TEL0965-52-7111
宮原町 総務課	TEL0965-62-2311
東陽村 総務課	TEL0965-65-2111
泉村 総務課	TEL0965-67-2111

第14・15回 合併協議会
★10月より2回開催
期日 平成15年10月14日(火)
28日(火)
時間 午後1時30分
場所 熊本県八代総合庁舎
5階大会議室
※傍聴の方は、開始時刻前まで受付をお願いします。
なお、傍聴席は20程度で先着順となります。

★いつでも!どこでも!
『合併出前講座』★
●大人数でも少人数でも、昼でも夜でも要請があればお出かけ参ります。テーマも「なぜ市町村合併が必要なのか?」などの基本的なことから、「合併で税金やサービスはどうなるの?」といった具体的な話まで、ご要望にお応えいたします。
各種団体・グループ・職場・学校などで、一度合併の話聞いてみたいということであれば、合併協議会事務局までご相談下さい。



▲第13回合併協議会

第13回合併協議会

9月9日(火) 熊本県八代総合庁舎

報告事項

- 報告第二十号 新市建設計画策定経過報告
- 報告第二十一号 市町村合併広報啓発事業経過報告

協議事項

- 協議第二十八号 介護保険事業の取扱いについて ↓確認
- 協議第二十九号 第三セクター等の取扱いについて ↓確認
- 協議第二十四号 農林水産業関係事業の取扱い(地籍調査)について ↓確認
- 協議第二十一号 財産及び債務の取扱いについて ↓継続
- 協議第三十号 学校教育関係事業の取扱いについて ↓継続
- 協議第三十一号 若者定住促進対策の取扱いについて ↓継続
- 協議第三十二号 八代地域市町村合併の全体スケジュールの変更について ↓確認

『財産及び債務の取扱い』 次回に持ち越し

協議事項

協議第二十一号(継続協議)

財産及び債務の

取扱いについて

財産及び債務の取扱いについては、前回の協議会で七市町村は提案どおりの確認を得ていましたが、竜北町が「債務にも基準を設けるべき」との意見で持ち帰りになっていました。

その後、八月二十二日には竜北町議会市町村合併対策調査特別委員会の米村委員長からも、債務の格差調整に関する要望書が中島会長に提出されていました。

協議会では、前回、竜北町から出されていた「債務を基金と連動させて調整できないか」という意見に対して、事務局から「債務は八代地域の山や水を守り、産業を育むために必要な事業を行った結果であり、合併後は共通の財産となることの認識一致が必要である」ということ、また「債務残高に応じて持ち寄る基金を算定した場合、合併までの行政運営に支障をきたすのではないか」などの理由により、「債務を基金で調整することは難しいと思われる」との説明が行われました。

これに対して竜北町から「他の市町村の借金まで負担することは適当ではない。このままの議論では平行線で進展しない」として、竜北町委員の一人が退席、協議会は一時休憩に入りました。

休憩後、引き続き協議が進められましたが、竜北町から「対等合併である以上、不公平のないようにすべきではないか。このままでは町民の理解・協力が得られない」などの意見が出され、竜北町以外の委員からも「債務に応じて合併後の事業などについて配慮するという方法も検討したかどうか」という意見もありました。

最終的には、新市の財政計画等との関連性も考慮しながら市町村長会議でさらに検討を進めるとともに、竜北町には再度持ち帰って合意に向けて議論してもらうことになりました。

新市の名称

『名付け親大賞』当選者表彰

前回の協議会で当選が決定した、新市の名称『名付け親大賞』の受賞者である八代市の木本広光さんに、中島会長より賞品の旅行券八万円分が贈られました。

木本さんから、「大賞に当選し大変驚いています。合併協議会が開催されていることは知っていたものの、このように熱意ある会議が行われているとは思っていませんでした。私も商売をやっていますがお客さん主体ということをいつも念頭においています。行政も住民の為にということをお念頭に置き、前向きに協議を行って、八代郡市一体の市町村合併をぜひ成功させて頂きたいと思っております。この言葉を頂きました。」



▲受賞された木本広光さん

協議事項

協議第二十四・一号(継続協議)

農林水産業関係事業の取扱い

(地籍調査) について

前回の協議会において、提案を各市町村に持ち帰って協議することになっていましたが、今回の協議会で、提案どおり全会一致で確認されました。

なお、各市町村の事業の進捗に差があり、地籍調査後の固定資産税の課税の不公平感を解消するために、新市においても単独費を含め事業の早期完了を図る必要があるとの意見があり、新市の財政計画と併せ検討することになりました。

確認

農林水産業関係事業の

取扱い(地籍調査)について

地籍調査事業の取扱いについては、次のとおりとなります。

- (一) 地籍調査事業については、現行の事業計画のまま、新市においても引き続き実施する。

協議第二十九号(継続協議)

第三セクター等の

取扱いについて

この提案は、前回の協議会で提案され、一旦持ち帰り、継続協議となっていました。今回、全会一致で提案のとおり確認されました。

第三セクターは、地場産業の振興・まちづくり事業の推進等を目的に設立され、地域活性化に果たしている役割は大きいものがあり、現行どおり新市に引き継ぐものです。また、土地開発公社については、一地方公共団体一公社の原則により、八代市土地開発公社を新市土地開発公社として存続させるものとなっています。

確認

第三セクター等の取扱いについて

- 一 第三セクターについては、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 二 土地開発公社については、次の手順により合併までに統合する。

- (一) 鏡町土地開発公社については所有する土地を八代市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。
- (二) 八代市土地開発公社については、新市において新市土地開発公社として存続させる。

協議第三十二号(新規提案)

八代地域市町村合併の全体

スケジュールの変更について

八代地域の市町村合併のスケジュールは、平成十四年九月の第一回法定協議会において、平成十七年三月までの合併を目指して、協議期間や合併調印式、議会による廃置分合の議決などの重要事項のタイムスケジュールが確認されました。

その後の協議により、合併期日が平成十七年一月十六日と確認され、これを受け、協議会発足から一年が経過したこと为契机に全体スケジュールの変更が提案され、協議の結果、全会一致で確認されました。また、協議のスピードアップを図るため、十月からは月二回、第二・第四火曜日の午後には協議会を開催することも申し合わせられました。

○合併までのスケジュール

平成16年3月

合併協定項目の協議調整及び新市建設計画の策定終了

平成16年5月まで

市町村長による合併調印式

平成16年6月議会

市町村議会での合併(廃置分合)議案の議決、国、県への手続き・合併準備作業

平成17年1月16日 市町村合併

協議事項

協議第二十八号(継続協議)

介護保険事業の
取扱いについて

介護保険事業については、前回の協議会において提案され、一旦各市町村に持ち帰り、継続協議となっていました。今回は提案どおり全会一致で確認されました。

確認

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、次のとおり調整する。

- (一) 第一号被保険者の保険料については、五段階方式で設定し、平成十六年度(合併期日後の期間)と平成十七年度は不均一賦課方式を採用し、第三期保険料改定と合わせて平成十八年度から統一する。
- (二) 第一号被保険者の普通徴収の納期は、平成十七年度から十二期とする。

■第1号被保険者

市町村に住所を有する65歳以上の方のことで、第1号被保険者は、原因を問わず、介護・支援が必要となった場合には認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

□第1号被保険者の保険料

○保険料の決め方

お住まいの市町村の介護サービス量及びその費用に応じ「基準額」を決め、その上で負担が重くなりすぎないように所得によって1～5段階に保険料が設定されています。

第1段階	生活保護の受給者・老齢年金の受給者で住民税非課税世帯	基準額×0.5
第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75
第3段階	本人が住民税非課税	基準額
第4段階	本人が住民税非課税で合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25
第5段階	本人が住民税非課税で合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5

※介護保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されています。

○第1号被保険者の保険料の納付方法

保険料は原則として年金から納めますが、年金額により納付方法が異なります。

特別徴収	普通徴収
年金月額1万5千円(年額18万円)以上の人 ↓ 年6回の老齢(退職)年金の定期支払いから、介護保険料は自動的に差し引かれます。	年金月額1万5千円(年額18万円)未満の人 ↓ 市町村の定めた納期ごとに、口座振替又は納付書により、市町村が定める金融機関に納めます。
※遺族年金・障害年金等は除かれます。	

協議第三十号(新規提案)

学校教育関係事業の
取扱いについて

取扱いについて

この提案では、学校教育関係事業のうち、公立幼稚園の取扱いと学校給食の取扱い及び育英奨学金の取扱いについて定めるものです。

公立幼稚園の取扱いについては、現在八代市と千丁町に設置してある七つの公立幼稚園の運営について、保育料や給食費、通園区域などを現行のまま新市に引き継ぐこととする提案内容です。



▲給食をおいしそうに食べる小学生(宮原小学校)

学校給食の取扱いについては、各市町村に設置してある給食施設を有効活用し、地産地消による地元生産者からの食材調達、給食費などの運営方法や八代市に設置してある(財)八代市学校給食会の運営について、新市において、当面は現行どおり行うこととする提案内容です。

育英奨学金については、現在各市町村で独自に実施している育英奨学金制度を新市において新たに設置するもので、合併期の前日(平成十七年一月十五日)までに貸付給付の決定を受けた者については、現行の制度を保障すること、滞納金については、合併までに整理するよう努めること、また迅速かつ適正な処理が行えるよう育英奨学金の審議会(選考委員会)を新たに設置すること、現在、八代市に設置してある宇野奨学基金の取扱いについては、基金として寄付された方の意向を踏まえて、合併までに調整することとする提案内容です。

提案に対して、委員より新市の育英奨学金制度の内容はどの様なものになるか、育英奨学金審議会の委員は旧市町村から選出してはどうかなど、質問や要望が活発に出されました。

今回は各市町村に持ち帰り、次回協議会において協議されることとなりました。

提案

学校教育関係事業の取扱いについて

- 一. 公立幼稚園の運営は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 二. 新市における学校給食の運営及び学校給食会については、当面、現行どおりとする。

三. 育英奨学金の取扱いについては以下のとおりとする。

- (一) 育英奨学金については、貸付制度として合併までに新たな制度を設ける。
なお、合併の前日までに貸付給付の決定を受けた者については、現行制度を保障する。
- (二) 返済期間を過ぎた未償還金(滞納金)については、合併までに整理するよう努める。
- (三) 八代市の基金(宇野奨学基金)については、寄付者の意向を踏まえ合併までに調整する。
- (四) 育英奨学金貸付審議会(選考委員会)については、八代市の例を参考に新たに設置する。

協議第三十一号(新規提案)

若者定住促進対策の

取扱いについて

若者定住促進対策事業は、深刻な過疎化現象や高齢化を緩和するための施策であり、若者が地元に残り、都市部など、他地域からの転入を促し、まちの活性化を目指していくというものです。

八代地域においても定住促進を図るための施策がいくつか講じられていますが、大きく二点あります。

一点目は、坂本村・千丁町・宮原町・東陽村・泉村が実施している、地域外からの転入に伴う支度金や結婚奨励金等の「定住促進事業」です。

二点目は、坂本村・千丁町・鏡町・宮原町・東陽村・泉村が実施している分譲住宅地等の販売、貸付を行う「宅地開発事業」



▲泉村の宅地開発(グリーンタウン平)

業」です。

委員からは「定住促進事業」の提案内容について、「合併によって、今までの事業ができないのであれば、よけいに寂れてしまう」、「新たな制度と一緒に提案してほしい」等の意見がありました。

この提案は、一度各市町村に持ち帰り、次回協議会において協議されることになりました。

なお、新市において、総合対策事業として、雇用対策、企業誘致、貿易振興、子育て支援等と合わせて取り組んでいき、若者が定住できるよう、魅力や活力ある新市づくりを検討しています。

提案

若者定住促進対策の取扱いについて

若者定住促進対策の取扱いは、総合的な観点から調整を行い、新市において統一して実施する。

- (一) 定住促進事業の取扱いについては、公共的、必要性・有効性・公平性の観点から見直し、新市において、制度化するものとする。
- (二) 現在の宅地開発事業については、新市に引き継ぐものとする。
新たな宅地開発については、新市において、速やかに住宅マスタープラン等に位置づけるものとする。

地方制度改革特別セミナー開催

諸井会長 『市町村合併は国・地方の財政健全化のために』 望月課長 『合併への財政支援は十七年三月まで』

九月五日に熊本市の県立劇場で開催されました『地方制度改革特別セミナー』には県内各地から約二千名の参加者があり、八代地域からも、市町村長、市町村協議会議員、行政職員、協議会学識委員、協議会事務局職員ら百十名が参加しました。

潮谷知事の主催者あいさつに引き続き、特別講演では『今後の市町村再編の姿と地方財政の将来展望』と題して、地方制度調査会の諸井度会長が講演されました。

諸井会長は「財政のため国のための合併ではたまらないという声もあるが、財政の



▲諸井度地方制度調査会会長

ための合併ということはあえて否定はしない。最大の理由は国・地方の財源不足を借金で穴埋めしていることである。現在七百兆円に上る国・地方の借金はあと五・六年で一千兆円に達する可能性があり、そうなれば利払いだけで年間五十兆円ということにもなりかねない。企業で言えば倒産状態にある。私は民間企業で大きな合併を二回経験した。会社の合併で揉めるのが、社名、人事、本社の位置であり、市町村合併と似ている。会社の合併ではお互いの悪口を言い出すとギクシャクして合併できなくなる。民間会社では一度合併する宣言して、仮に合併できなければ致命傷となる。合併に躊躇しているところや協議が足踏みしているところもあるが、何とか工夫してもらい、話し合いで解決して頂き、もう一步、もう二歩前に進んで欲しい」と述べられました。

特別講演に続いて、総務省合併推進課の望月達史課長から『地方分権の推進と市町村合併』と題しての講演がありました。

望月課長は「これまでは地方で過疎化が進んでも都市部の人口増で地方を支えることが可能だったが、二〇〇五年には日



▲望月達史総務省
自治行政局合併推進課長

本の人口がピークを迎え、少子化と高齢化が進み、労働人口が減るといふ深刻な時代となる。社会の大本となる人口が減るといふ大変な時代を迎える。現在の合併特例法は平成十七年三月で期限切れを迎えるが、今のような財政支援措置を盛り込んだ特例法の延長は考えておらず、平成十七年四月以降に作る新しい法律では財政支援措置はない。三年後、五年後に合併を考えようというところは、合併特例債などを活用できる今の制度より、まちづくりの選択肢が狭くなることを覚悟して欲しい」と講演され、参加者は最後まで大変熱心に受講していました。

新市の条例・規則等

統合作業説明会開催

九月十一日(木)に県八代総合庁舎において、各分科会長・行政分科会議員・合併事務局員を対象として説明会が開催されました。

新市の例規策定業務については、今年四月に専門業者と委託契約を締結し、統合に向けて作業を進めているところです。

今回の説明会は、各分科会において、例規一覧表や例規原案作成調査の検討・協議を行うにあたり、作業をスムーズに進めるため、専門業者の研究員による説明であり、今後、平成十七年一月の合併に向けて、八代郡市全体で一千六百七十一本の例規の調整作業を進めていくこととなります。



▲説明会の様子

合併協定項目の協議状況

平成15年9月9日現在

	合併協定項目	提案	確認	備考
基本的事項	1 合併の方式	第2回(10月)	第3回(11月)	新設(対等)合併
	2 合併の期日	第2回(10月)	第4回(12月)	平成17年1月16日
	3 新市の名称	第9回(5月)	第11回(7月)	「八代市」
	4 新市の事務所の位置	第8回(4月)	第8回(4月)	当分の間は現在の八代市役所。7町村の役場の位置に支所を置く。支所の名称や機能は合併までに調整。
合併特例法に定める事項	5 財産及び債務の取扱い	第8回(4月)		財産区の取扱いを除いて協議中。
	6 新市建設計画について	策定作業中		
	7 議会議員の定数及び任期の取扱い	第5回(1月)	第12回(8月)	「42人の定数特例で選挙区なし」
	8 農業委員の定数及び任期の取扱い			
	9 一般職の職員の身分の取扱い			
	10 地方税の取扱い			
	11 地域審議会の設置について	第4回(12月)	第5回(1月)	設置することを確認し、現在、組織・役割については検討中。
	12 特別職等の身分の取扱い	第11回(7月)	第12回(8月)	法令の規定によるものの外、統廃合の見直しを行う。
	13 行政区・行政連絡機構の取扱い			
	14 町・字の区域及び名称の取扱い	第6回(2月)	第6回(2月)	区域は従前どおり。名称は、合併前に現市町村で調整。
	その他の事項	15 広報広聴関係事業の取扱い	第9回(5月)	第10回(6月)
16 情報公開及び個人情報保護の取扱い		第11回(7月)	第12回(8月)	引き続き公文書の公開を行う。
17 電算システムの取扱い		第5回(1月)	第5回(1月)	合併時に統一することを確認。
18 条例、規則等の取扱い		第5回(1月)	第5回(1月)	整備方針を確認。
19 事務機構及び組織の取扱い				
20 一部事務組合等の取扱い				
21 公共的団体等の取扱い				
22 使用料、手数料等の取扱い				
23 各種団体への補助金、交付金等の取扱い				
24 新市の慣行の取扱い		第7回(3月)	第7回(3月)	「新市の市章は合併時に定める」などの方針を確認。
25 消防団の取扱い		第6回(2月)	第6回(2月)	合併時に統合。平成17年4月1日に再編成。
26 消防防災関係の取扱い				
27 国民健康保険事業の取扱い				
28 各種福祉制度の取扱い				
29 介護保険事業の取扱い		第12回(8月)	第13回(9月)	保険料:18年度から統一、納期:12期。
30 社会福祉協議会の取扱い		第7回(3月)	第7回(3月)	統合に向けて調整。
31 人権啓発に関する取扱い				
32 上水道(簡易水道)事業の取扱い				
33 下水道事業の取扱い				
34 市町村立立学校の通学区域の取扱い		第8回(4月)	第10回(6月)	通学区域は、現行を基本として引き継ぐ。
35 学校教育関係の取扱い		第13回(9月)		
36 社会教育関係の取扱い				
37 納税関係の取扱い				
38 友好姉妹都市・国際交流事業の取扱い		第9回(5月)	第10回(6月)	友好姉妹都市事業は新市に引き継ぐ。中国北海市との国際交流事業は継続する。
39 環境保全対策事業の取扱い				
40 保健衛生の取扱い				
41 こみ収集運搬業務の取扱い				
42 病院・診療所運営の取扱い				
43 農林水産業関係事業の取扱い	第11回(7月)	第13回(9月)	地籍調査事業についてのみ確認。	
44 商工・観光関係事業の取扱い				
45 建設関係事業の取扱い				
46 若者定住促進対策の取扱い	第13回(9月)			
47 第三セクター等の取扱い	第12回(8月)	第13回(9月)	三セクは現行どおり引き継ぎ、土地開発公社は合併までに統合。	
48 その他の事業の取扱い				